

農地移動適正化あっせん基準

全部改正 令和 7年 4月 1日

1. 目的

この基準は、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。）による農用地区域内の農用地等について農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第6条第2項に基づく農地保有の合理化のための権利移動のあっせんを円滑適正に行うことを目的とする。

2. 方針

この基準は、農振法第8条第1号に基づいて定められた農業振興地域整備計画（以下「整備計画」という。）に即して適用されなければならない。

3. あっせんの要件

（1）農用地等の権利を取得させるべき者及びその者のうち農業を営む者についての要件

農用地等の権利を取得させるべき者は、農業を営む者とし、農業を営む者の要件については、次のアからウまでに掲げる要件を備えている者であるほか、整備計画において育成しようとする作目及び農業経営の形態別の目標に従って農用地等の権利を取得しようとするものであること。

ア. その農業経営における当該農用地等の権利取得後の経営面積（その経営面積に係る土地が農地所有適格法人の営む経営に供される場合にあっては、その経営面積をその常時従事者たる構成員に属する世帯の数で除した面積。）が、別に定める場合を除き、別表に定める基準面積を超えるものであること。ただし、花き栽培等の集約経営が行われる場合又は権利を取得させるべき者が新規就農者（新たに農業経営等を行おうとする者（その世帯主の農業経営の移譲により新たに農業経営を行おうとする者を除く。）をいう。）であって、基準面積によることが相当でないと認められる場合はこの限りではないものとする。

イ. その農業経営の資本整備が農用地等の効率的利用の観点からみて適当な水準であるか、又は近く適当な水準になる見込みがあると認められること。

ウ. その者が取得する農用地等を整備計画に定める農用地利用計画に従って利用することが確実であると認められること。

（2）あっせんの順位

ア. 農用地等の権利を取得させるべき者に対するあっせんについては、認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第12条第1項の規定により認定を受けた者をいう。）又は認定就農者（同法第14条の4第1項の規定により認定を受けた者をいう。）を優先してあっせんする。

イ．農用地等の権利を取得させるべき農業を営む者が2人以上いる場合におけるあっせんの優先順位は、次に掲げる事項を総合勘案してあっせんを行うものとする。

(ア) 農用地等の権利の取得後における経営面積と経営規模拡大の目標として別表に定め目標面積（以下「目標面積」という。）を超える、若しくは目標面積との差が小さいこと

(イ) 整備計画等において育成しようとする農業経営を行おうとする者であると認められること

(ウ) あっせんする農用地等の位置その他の利用条件からみて、その農用地等を最も効率的に利用することができると認められること。

(エ) 農用地等の集団化に資する程度が最も大きいと認められること。

(オ) 地域農業の中心的な担い手の育成、確保を図るため最も適当であると認められること。

ウ．農業農村整備事業、その他の農業振興に関する各種事業により当該事業の遂行上農用地等の権利移動が必要と認められる場合にあっては（事業実施主体等により事業遂行上必要と要請があったもの）（１）ア、イによらないで優先的にあっせんする。

エ．基盤強化法第19条第1項に規定する地域計画（以下「地域計画」という。）の区域内においては、アからウまでの規定にかかわらず、次に掲げる基準を勘案してあっせんにより権利を取得させるべきものを定める。

(ア) 地域計画の区域内の農用地等に基盤強化法第19条第3項に規定する農業を担う者（以下「農業を担う者」という。）が位置付けられている場合には、その者にあっせんすること。

(イ) 町が地域計画を変更することが見込まれる場合であって、変更後の地域計画において、当該農用地等に新たに農業を担う者が位置づけられるときには、その者にあっせんすること

(ウ) 地域計画において、当該農用地等に農業を担う者が位置づけられていない場合、農業を担う者が直ちに農用地等を引き受けられない場合その他農業を担う者にあっせんすることが適当でない場合には、地域計画の達成に資する者にあっせんすること。

4. あっせんを行う場合

次の（１）から（３）までのいずれかに掲げる場合にあっせんを行うものとする。

なお、地域計画の区域内において、農用地等の所有者から当該農用地等の利用権の設定等基盤強化法第4条第3項第1号に規定する利用権の設定等をいう。以下同じ。）についてのあっせんの申出があった場合及びあっせん候補者名簿に登録されているものから農用地等の利用権の設定についてのあっせんの申出があった場合は、農地中間管理機構が行う農地中間管理事業（農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事

業）及び基盤強化法第7条各号に掲げる事業の活用を促すこととし、申出者の同意が得られない場合において農業委員会によるあっせんを行うこととする。

- (1) 農用地等の所有者から農用地等の売渡し、貸付け又は交換についてのあっせんの申出があった場合
- (2) あっせん譲受等候補者名簿に登録されている者から農用地等の買受け又は借受けについての申出があった場合
- (3) (1) または (2) のあっせんに直接関連して他の農用地等を譲渡し、貸付け又は交換のあっせんを行うことが必要と認められる場合

5. あっせんを行わない場合

4にかかわらず、4の(1)の農用地等の所有者からあっせんの申出において、その売渡し若しくは貸付けの相手方を指定している場合等あっせんの対象として不適当な場合又はあっせんの申出以前にすでに実質的に契約を締結していると認められる場合、不動産業者等が介入していると認められる場合等あっせんの対象として不適当な事実があると認められる場合

6. あっせんを打ち切る場合

- (1) あっせんにより農用地等の売買、貸借又は交換が成立する見込みがないと認めた場合
- (2) あっせんの過程で5のあっせんの対象として不適当な事実があると認めた場合

7. その他

この基準に定めのない事項については、農地移動適正化あっせん事業実施要領（昭和45年1月12日 44農地B第3712号 農林事務次官）及び農地移動適正化あっせん事業実施要領の運用について（昭和45年4月30日 45農地B第953号 農林省農地局）によるもののほか、会長が別に定める。

附 則

（令和7年4月1日）農地移動適正化あっせん基準細則は、廃止する。

別表

地区名	経営類型	基準面積 (a)	目標面積 (a)
全地区	各種経営	100	300

